

令和 2 年度

第 4 回 第二農地部会定例会議事録

令和 2 年 7 月 3 0 日（木）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和2年度 第4回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年7月30日(木) 午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	

(2) 農地利用最適化推進委員

(安塚区) 高波 澄男、	青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、	井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一	
(牧区) 米川 尚登、	中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、	長井 恒夫、 小池 孝志
(大潟区) 細谷 正夫	
(頸城区) 上井 康二、	大島 伸一
(吉川区) 常山 哲夫	
(三和区) ー	

2 欠席委員

- (1) 農業委員…2番、五十嵐 隆一委員1名
(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 田邊 清一、(牧区) 金井 薫、(吉川区) 佐藤 正雪、
(三和区) 高橋 浩一、福原 弥の5名

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

- (1) 議事録署名委員の氏名
17番 岩崎欣一委員、18番 長瀬一成委員
- (2) 審議案件
①安塚区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

④牧区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

5 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 (午後2時00分)</p> <p>それでは、これより令和2年度第4回第二農地部会定例会を開催いたしますが、先に議案書の修正等がありますので、お願いいたします。</p> <p>まず、議案書の差し替えです。安塚区の議案書を一括差し替えさせていただきます。併せて定例会次第の6議事の①安塚区駐在室管内分の議案番号の1号を2号に、2号を1号に訂正をお願いいたします。</p> <p>次に、頸城区の議案書の訂正をお願いいたします。頸城区の議案書4頁左上の議案番号が1号になっていますが、2号に訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、これより令和2年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>第二農地部会委員数12名の内、本日出席委員11名、欠席委員1名です。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>17番 岩崎欣一委員、18番 長瀬一成委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>では、議事の前に上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>20番：竹原よし子委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>

議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪<u>安塚区駐在室の議案</u>≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>≫ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひします。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2102番の1件です。 申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。契約内容は売買による所有権移転です。 権利移動の事由は譲受人が経営規模の拡大を希望し、譲渡人は相手方の要望を受け、今回の申請となりました。 申請地では今後、水稻を作付ける予定です。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願ひします。 (賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>≫ 議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、ご説明いたします。2頁をご覧ください。 2頁、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」、番号1番は、安塚地域中山間地</p>

<p>議 長</p>	<p>域等直接支払集落協定に新たに編入される農地 42 筆です。変更理由は中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜浦川原区駐在室の議案＞ 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について＞ 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」農業振興地域の農用地区域からの除外 2 件を説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 1 をご覧ください。</p> <p>申請者は上越地域振興局長で、申請地は浦川原区上岡字印内越 1424 番 1 の 1 筆、農用地区域からの除外面積は山林 2,380 m²のうち現況田畑部分としての除外面積が 298 m²です。</p> <p>除外申請理由ですが、申請地は溪流の浸食・荒廃が進み、下方のため池に土砂が流出しており、融雪や豪雨により下方の道路や農地に被害を与える恐れがあることから、地域住民及び上越市から県に対し早期の対策を要望しています。</p> <p>県においては、これらの要望を受け当該区域を保安林指定する中、国庫補助による治山事業を実施する計画であるため、当該農地の除外を申請しているものです。</p> <p>なお、除外申請農地についてはすでに農地として利用されておらず、周囲の森林と一体として管理することが土砂の流出防止に有効であり、当該農地が農用地区域から除外されても、周辺農地との集団性などに悪影響を及ぼす恐れは無いものと考えられます。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に1頁番号2をご覧ください。</p> <p>申請者は上越地域振興局長で、申請地は浦川原区釜淵字朴木平109番他7筆、農用地区域からの除外面積は田1,056.61㎡、畑236㎡です。</p> <p>除外申請理由ですが、申請地は溪流の浸食・荒廃が進み、下方の国道253号に土砂が流出し一部被災した状況にあり、融雪や豪雨によって下方の道路や農地に被害が及ぶおそれがあることから、地域住民及び上越市から県に対し早期の対策を要望しています。</p> <p>県においては、これらの要望を受け当該区域を保安林指定する中、国庫補助による治山事業を実施する計画であるため、当該農地の除外を申請しているものです。</p> <p>なお、除外申請農地についてはすでに農地として利用されておらず、周囲の森林と一体として管理することが土砂の流出防止に有効であり、当該農地が農用地区域から除外されても、周辺農地との集団性などに悪影響を及ぼす恐れは無いものと考えられます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪大島区駐在室の議案≫</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>大島区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2902番の1件です。</p> <p>譲渡人は、区外に住所があり、農地を維持するのが難しいため、所有権の移転を希望しました。譲受人は、青年新規就農者であり、自宅付近の畑地を取得したいと考えていたことから双方の利害が一致し、今回の申請となりました。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業</p>

<p>議 長</p>	<p>従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について></u></p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、ご説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>2頁、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」、番号1番の1件になります。</p> <p>申請者は、上越地域振興局長で、申請地は大島区菖蒲字追倉 2066 番 5 他 3 筆、農用地区域からの除外面積は田 1873 m²、原野 1005 m²です。</p> <p>除外申請理由は、令和元年度の台風 19 号により山腹崩壊が発生し、下方の林道菖蒲線が被災している状況であり、林道の災害復旧と同時に復旧工事が実施されることとなりました。申請地は、崩壊箇所隣接し、現在、農地として利用されておらず、復旧工事を実施するにあたり、保安林に指定する必要があることから農用地区域から除外するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>

議 長	<p><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>
大島区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。1の利用権設定、3年以内が17件、3年を超え6年以内が2件、合計19件、借り手人数8名、貸し手人数15名、利用権を設定する土地は、田45筆、47,134㎡、畑1筆、89㎡、再設定1件、新規18件です。2利用権移転、3所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、4頁の2962番から7頁2980番までの19件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定についてご説明します。4頁をご覧ください。期間3年以内として番号2962番から6頁の2978番、7頁の期間3年を超え6年以内の2980番の合計18件になりますが、大島区の中山間地域直接支払制度の5期対策の初年度に当たることと利用権設定の終期満了になることから今後の地域農業について大島農業振興公社が中心となって検討し、耕作者を決定したものです。</p> <p>なお、これら19件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員が挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p>
大島区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>8頁をご覧ください。2916番の1件です。解約事由は、借人の要望です。返還後の利用計画については、他者への貸し付けです。4頁の2965番は本件の関連案件と</p>

<p>議 長</p>	<p>なりますのでご確認ください、以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜牧区駐在室の議案＞</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について＞</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐 在 室</p>	<p>牧区駐在室の井田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>1 農業振興地域の農用地区域への編入、番号 1 番の 1 件です。</p> <p>今回、市が農業振興整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会に対し意見照会があったもので、変更理由は、当該農家組合長からの申請で、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するものです。</p> <p>これらは同法第 10 条第 3 項第 5 号の「農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」に該当します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<p>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。まず 1 の利用権設定について、3 年超、6 年以内 3 件、6 年超、10 年以内 9 件、合計 12 件です。借り手 5 名、貸し手 12 名で利用権を設定する土地は田 38 筆、18,636.02 m²で、再設定 3 件、新規 9 件です。</p> <p>次に 2 利用権移転について件数 1 件、借り手、貸し手共に 1 名、利用権を移転する土地は田 1 筆、727 m²です。</p> <p>続きまして 3 の所有権移転ですが、件数 1 件、買い手、売り手共に 1 名で所有権を移転する土地は、畑 1 筆、234 m²となります。</p> <p>詳細は、3 頁 3438 番から 7 頁 3451 番までの 14 件を掲載しましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定 9 件についてご説明いたします。</p> <p>3 頁の番号 3440 番は、譲渡人が自作していましたが、遠方で労力不足のため地域の担い手と新規契約するものです。</p> <p>次に 4 頁番号 3442 番、3447 番は、譲渡人が自作していましたが、高齢で労力不足のため、地域の担い手と新規契約するものです。</p> <p>次に 4 頁番号 3443 番から 3446 番、5 頁 3448 番、3449 番は法人が耕作していましたが、契約満了に伴い地域の担い手と新規契約するものです。</p> <p>次に利用権移転について説明いたします。6 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3450 番は法人が耕作していましたが、法人の都合により法人の構成員でもあり地域の担い手でもある譲受人に権利移転するものです。</p> <p>次に所有権移転について説明いたします。7 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3451 番 1 件ですが、譲渡人が自作していましたが、兼業で労力不足により、隣接地で耕作する譲受人に打診したところ合意を得られたので申請するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画を市長に要請することといたします。
議 長	<u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u> 次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧区駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 8頁をご覧ください。整理番号3332番の1件です。 これまで、地域の法人が耕作していましたが、法人の都合により、地域の担い手の耕作に切り替えるために、合意による解約がされたものです。 備考欄に関連議案の頁、整理番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜柿崎区駐在室の議案＞</u> 次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。
柿崎区駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号3706番の1件です。 譲渡人は、高齢で労力不足のため耕作面積を縮小したいことから隣接で耕作している譲受人と話し合いの結果、折り合いがついたため、今回の申請となりました。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><u><議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について></u></p>
議 長	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>2頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は、「1農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番2番の合計2件です。</p> <p>2件共に各地区の農家組合長からの申請で中山間地域農業の振興のための編入です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><u><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
議 長	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。1の利用権設定の内容は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が3件、計7件、借り手人数6名、貸し手人数7名です。</p>

<p>議 長</p>	<p>利用権を設定する土地は、田 51 筆、28,425 m²、畑 7 筆、1,122 m²、再設定が 7 件、新規設定はございません。</p> <p>次に、2 の利用権移転、3 の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、4 頁の 3934 番から 6 頁 3940 番までの 7 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>なお、これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>〈大潟区駐在室の議案〉</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>〈議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について〉</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、2 の利用権移転はありません。3 の所有権移転は件数 2 件で、買い手が 2 名、売り手が 2 名です。所有権を移転する土地は田が 2 筆、5,950 m²です。</p> <p>詳細については 2 頁をご覧ください。番号 4734 番は、譲渡人の財産整理のため、これまで長年にわたり利用権を設定していた譲受人に無償で贈与する話合いがまとまり申請があったものです。</p> <p>次に、番号 4735 番は、譲渡人が遠方に居住し、かつ高齢であるため譲受人と話合いがまとまり申請があったものです。</p> <p>これら 2 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。3頁をご覧ください。番号4605番の1件です。</p> <p>届出農地は犀潟地内、新堀川の左岸に位置する畑1筆、面積637㎡を一般個人住宅とするため農地転用するものです。位置図は4頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。</p> <p>5項をご覧ください。番号4616番、4617番の2件です。いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件について承認いたします。</p>
議 長	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について</u>＞</p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしく申し上げます。 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。</p>
	<p>議案書は1頁をご覧ください。番号5303番の1件です。申請農地は、頸城区下中島字屋敷添地内の「地目 畑」で、一般個人住宅を建築するものです。現在、転用者とそのご家族は、区内の借家に居住されておりますが、かねてより「住宅の建築ならびに住宅用敷地の確保」を計画・検討していたところ、今般、不動産業者を通じ土地を取得したことに伴い、住宅を建築するものです。申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画は、一般個人住宅1棟・建築面積64.70㎡で建蔽率は14.24%、敷地内の空きスペースにつきましては、駐車スペースと薪ストーブ用の薪置き場として活用いたします。また工期は、許可日から令和3年5月31日までとなっております。当該転用に際し、生活排水は公共下水道により処理し、雨水排水は市道道路側溝へ排出することから、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付いたしました。3頁の方位の記載は、北が下を示しておりますが、方角は適正となっておりますのでご留意願います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 4 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 11 件、借り手人数は 1 名、貸し手人数は 11 名です。利用権を設定する土地は、地目が田で 17 筆、27,910 m²、すべて新規設定であります。それでは明細についてご説明いたします。議案書は 5 頁、6 頁になりますが、すべて関連した案件でございます。5 頁・番号 5460 番をご覧ください。記載の譲渡人は、これまで、その他各案件の譲受人(耕作者)でございました。しかしながらご本人の労力不足を機に、代わりに譲受人(耕作者)として、新たに地域の認定農業者との間で 10 a 当 7 千円、期間 3 年の契約を締結するものでございます。なお、これまでの締結していた利用権設定に関する合意解約については、令和 2 年 3 月の第二農地部会において専決した旨報告を済んでおります。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 7 頁をご覧ください。番号 5301 番の 1 件です。届出農地は、頸城区下中島字砂原「準工業地域」内の「畑 2 筆 2,033 m²」で「集合住宅 2 棟」を建築するものです。今般の「集合住宅」建築に伴う「区域の実測面積」は、「2036.16 m²」で都</p>

<p>議 長</p>	<p>市計画法第 29 条の規定による「開発行為」に該当いたします。許可申請につきましては、令和 2 年 5 月 21 日付で市に申請され、翌 6 月 9 日付で許可がなされております。位置図は 8 頁をご覧ください。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></u></p>
<p>議 長</p>	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。 議案書は 9 頁をご覧ください。番号 5416 番から番号 5420 番までの 5 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><吉川区駐在室の議案></u></p>
<p>議 長</p>	<p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について></u></p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>吉川区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>1 農業振興地域の農用地区域への編入、番号 1 番から 4 番の 4 件です。</p> <p>今回、市が農業振興整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会に対し意見照会があった</p>

	<p>もので、変更理由は、いずれも各農家組合長からの申請で、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するもので、同法第 10 条第 3 項第 5 号の「農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」に該当します。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>まず 1 の利用権設定ですが、期間 3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件の計 4 件です。</p> <p>借り手 3 名、貸し手 4 名で、利用権を設定する土地は田 9 筆、22,900 m²、畑はなし、再設定 2 件、新規 2 件となります。</p> <p>2 の利用権移転はありません。</p> <p>3 の所有権移転は、件数 5 件、買い手 4 名、売り手 3 名で、所有権を移転する土地は、田 19 筆 32,063.22 m²、畑 1 筆 432 m²、その他 3 筆 2,879 m²の合計 35,374.22 m²となります。</p> <p>詳細については、3 頁 6397 番から 6 頁 6405 番までの 9 件を掲載しましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、利用権設定の新規案件 2 件についてご説明いたします。3 頁の番号 6397 番は、今春、埼玉県から当該農地の地元集落に転入し新規就農した譲渡人ですが、その後の地元との話し合いによって、地元の農事組合法人に農地を貸付けて、自らもその構成員として作業することで話がまとまり、今回の申請となったものです。</p> <p>また 4 頁の番号 6398 番は、県外在住地権者の管理農地を地元の農業者が整備し</p>

て耕作することで申請されたものです。

次に所有権移転について説明いたします。6 頁の番号 6401 番は、小作地とそれに付随した一体活用農地等の取得となります。譲渡人は市外在住で、今後においても農業に従事する意思がないことから、譲受人に贈与するものです。しかし、土地の所有名義から変更するとなると、この田と一体的に活用しているため池と原野も付けて異動しないと、今後の管理において不都合を生じることから一緒に申請されました。

この背景として、吉川区では昭和の時代に国土調査が実施されており、その際、中山間の田は畦畔の一定幅を田とし、傾斜部分（いわゆる土羽）は原野として地目認定がされています。ため池についても、今回申請の田専用の個人管理のため池であることから一体活用の農地等としてご審議をお願いするものです。

次に番号 6402 番、6404 番は、今春急逝された農業者の相続人である譲渡人から農地の地元集落農業者への売買による所有権移転であります。

次に番号 6403 番及び 6405 番も前案件と同集落内の土地を、今回、譲渡人の労力不足から、農地を手放して離農することに決断されたものです。

なお、これら 4 件の売買価格は、総額で決めたため、10 a 当たりに端数が出ております。

また、この時期の異動となったことは、相続登記手続きに時間を要したことと、それに時期を合わせて他者との売買も同時申請したいとの譲受人の意向があったため、現実的には譲受人において今期の作付けがされています。

以上、これら 9 件の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数ですので、本件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することと決定いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いします。</p> <p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号 8701 番の 1 件を説明いたします。利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件です。借り手、貸し手ともに 1 名です。利用権を設定する土地は、田が 1 筆 10,030 m²、再設定であります。2 の利用権移転、3 の所有権移転についてはございません。</p> <p>詳細については、2 頁に記載のとおりです。利用権設定 1 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。議案書は 3 頁から 4 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8632 番から 8635 番までの 4 件は、土地所有者・耕作者との間で貸借している案件であり、番号 8636 番から 8641 番までの 6 件は、えちご上越農業協同組合を介して貸借している案件となります。変更内容は、いずれも小作料の減額による変更です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	【7. 閉会】 本日の令和2年度第4回第二農地部会定例会を終了いたします。 <p style="text-align: right;">(午後2時59分終了)</p>